

○花巻市家族介護用品支給事業実施要綱

平成18年3月30日告示第371号

改正

平成20年3月17日告示第60号

花巻市家族介護用品支給事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、在宅要介護者を介護している家族に対し介護用品を支給することにより、当該家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「要介護者」とは、市内に住所を有する市民税非課税世帯のおおむね65歳以上の高齢者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4若しくは5の認定を受けている者又はこれらに相当すると認められる者とする。

(支給対象者)

**第3条** 支給対象者は、在宅要介護者と同居又はこれに準ずる生活形態であって、現に介護している家族とする。

(支給の内容)

**第4条** 支給する家族介護用品は、次に掲げる物品とする。

- (1) 紙おむつ
- (2) 尿取りパット
- (3) 使い捨て手袋
- (4) 清拭剤
- (5) ドライシャンプー
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(支給方法及び支給限度額)

**第5条** 家族介護用品の支給は、市が交付する給付券により支給することとし、その支給額は1月につき1人当たり6,250円を限度とする。

(支給の申請)

**第6条** この事業のサービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、花巻市高齢者福祉サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

**第7条** 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、花巻市高齢福祉サービス利用決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、花巻市高齢者福祉サービス利用依頼書(様式第3号)により事業者に依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた事業者は、花巻市高齢者福祉サービス利用受諾書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(課税状況の調査)

**第8条** 市長は、毎年定時及び必要があると認めるときは、支給対象者の属する世帯の課税状況を調査し、適正な把握を行うものとする。

2 市長は、前項による調査の結果、支給対象者が第3条の規定に該当しなくなったときは、家族介護用品の支給を一時停止するとともに、支給対象者にその旨を通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

**第9条** 家族介護用品の支給を受けた者は、当該介護用品をその目的に反して譲渡等をしてはならない。

(返還)

**第10条** 市長は、偽りその他不正な手段により家族介護用品の支給を受けた者がいるときは、支給を受けた額を返還させることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の花巻市家族介護用品支給事業実施要綱(平成12年花巻市告示第53号)又は石鳥谷町家族介護用品支給事業実施要綱(平成16年石鳥谷町告示第9号)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月17日告示第60号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）